

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 2日

福山市長 様

提出者

住所 広島県福山市箕沖町92番地

氏名 マナック株式会社

取締役社長執行役員 千種 琢也

上記代理人 福山工場長 酒林 淳

電話番号 084-954-3330

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	マナック株式会社 福山工場
事業場の所在地	広島県福山市箕沖町92番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙5, 6のとおり**

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙5, 6のとおり

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			別紙5, 6のとおり	
①現状	【前年度（      年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			別紙5, 6のとおり	
①現状	【前年度（      年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量			
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量			
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（      年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（      年度）実績】      別紙5, 6のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(これまでに実施した取組)	

②計画	<b>【目標】</b> <b>別紙5, 6のとおり</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙5(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量

計画：今年度（令和5年度）計画量

単位：トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油	1090	1080	55	120							1035	960	1035	960						
廃酸	159	160	16	20							143	140	143	140						
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物																				
ばいじん																				
燃え殻																				
汚泥																				
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)																				
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)																				
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)																				
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)																				
鉱さい(特定有害産業廃棄物)																				
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)																				
燃え殻(特定有害産業廃棄物)																				
ばいじん(特定有害産業廃棄物)																				
廃油(特定有害産業廃棄物)	97	100									97	100	97	100						
汚泥(特定有害産業廃棄物)																				
廃酸(特定有害産業廃棄物)																				
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)	2054	2100									2054	2100	2054	2100						
合計	3400	3440	71	140	0	0	0	0	0	0	3329	3300	3329	3300	0	0	0	0	0	0

別紙6 (廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学工業・有機化学工業製品製造業・その他の有機化学工業製品製造業ほか
②事業の規模	生産高 (令和4年度実績) 10,793百万円 (福山工場)
③従業員数	167名 (令和5年4月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等, 別紙を参照)

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ア 廃アルカリ・洗浄水量等の削減を検討する。(発生抑制)・社内処理の可能性を研究する。(前処理法検討) イ 廃油・工程内リサイクルを推進する。(設備増強・技術検討)・再生ルートを探索・確保する。(燃料・洗浄用途) (再生利用) ウ 廃酸・社内利用を検討する。(中和剤として再生利用)・再生利用ルートを探索・確保する。(セメント原料向け及び再生利用) エ・有機汚泥・処理のミ等により廃棄品が不当に増加しないように工程を管理する。
②計画	(今後実施する予定の取組) ア 無機汚泥・凝集剤管理の強化。(発生制御) (中間処理) イ 廃プラスチック類・耐用性の優れた素材に転換を図る。(発生抑制)・再生利用できる素材の利用 (再生利用) ウ その他・最終処分量抑制のため、サーマルリサイクル・マテリアルリサイクルを行う。

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 工程毎に発生したものをそれぞれ保管する。 ・ 種別ごとに置場を区分し、当該廃棄物が流出しないようにする。 ・ 区分の一覧表を作成し、職制を通じて継続的に分別を指導する。 ・ 悪臭等の防止のための必要な措置を講ずる。
②計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記内容を継続実施する。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) _____
②計画	(今後実施する予定の取組) _____

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) _____
②計画	(今後実施する予定の取組) _____

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

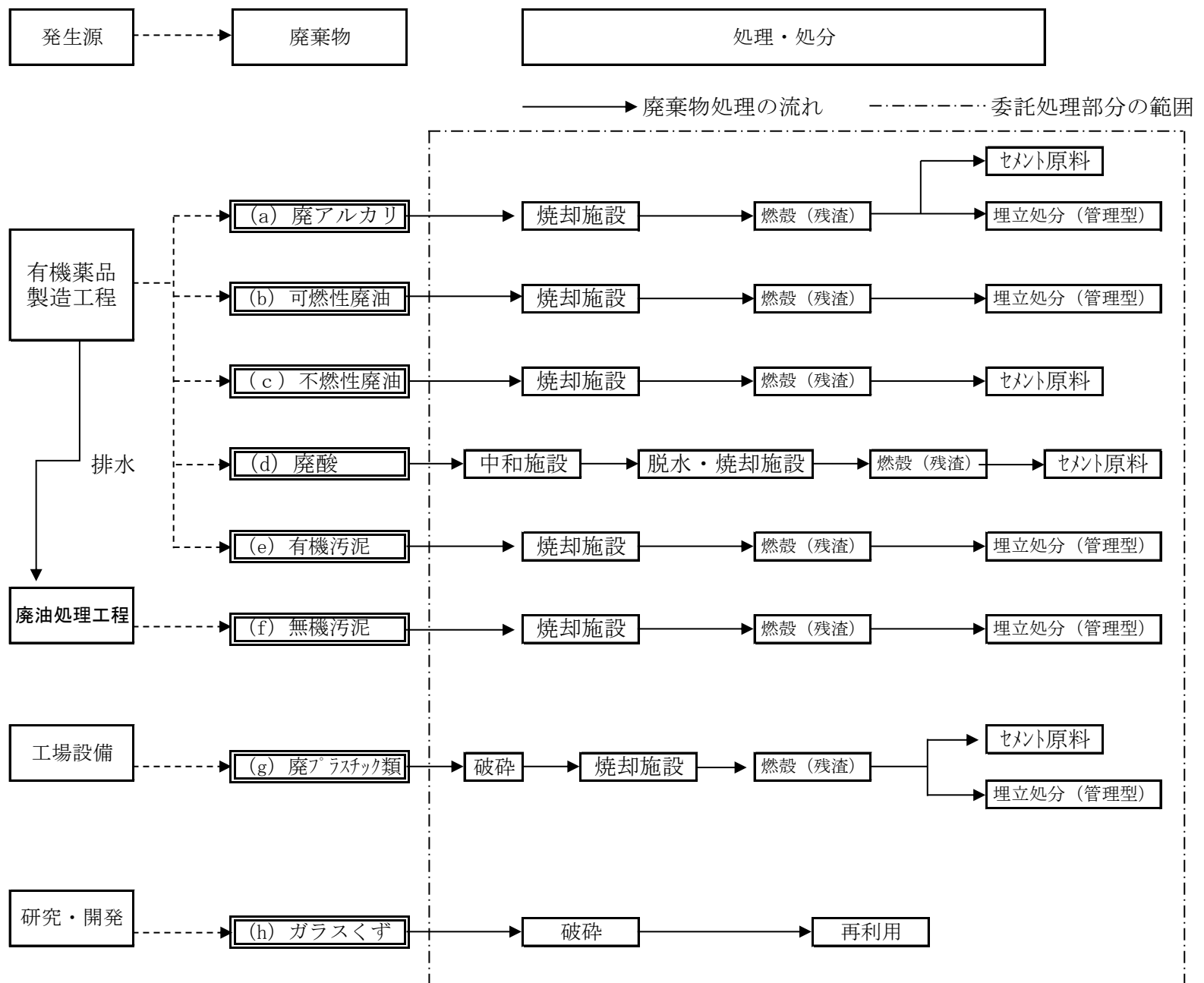
①現状	(これまでに実施した取組) _____
②計画	(今後実施する予定の取組) _____

8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・ 優良処分業者への委託を重視し、収集運搬から処分に至るまで確認的確に管理する。 ・ 行政との連携、業界のネットワークを活用し (再生業者の紹介など) 再生処理ルートの確保を行う。 ・ 定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の処理技術について情報収集と取りまとめを行い、社内に情報提供する。 ・ 官公民での情報交換の場に適宜参加する。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・ 上記内容を継続実施する。



産業廃棄物の一連の処理工程



◇産業廃棄物の種類別性状の説明◇

- (a) 廃アルカリ・・・製品製造時の洗浄水、排ガス洗浄水、油分を含んでいるが、発熱量は高くない。塩分、少量のスラッジを有する。
- (b) 可燃性廃油・・・反応・精製の溶媒で引火性を有するもの。有機物を含むものが多いが、発熱量は高く、焼却燃料として扱われている。大気有害物質を含む(1,2-ジクロロエタン)。
- (c) 不燃性廃油・・・反応・精製時の溶媒で引火性を有しないもの。通常はハロゲン化物。有機物・水を含み、燃えにくい(ジクロロメタン)。
- (d) 廃酸・・・強酸性。副産物として発生。
- (e) 有機汚泥・・・廃棄製品(有機)・分離不純物、工場ピット汚泥、有機合成時のろ過助剤等。
- (f) 無機汚泥・・・排水処理工程で発生する汚泥。凝集剤にポリ硫酸第二鉄(無機)を使用。脱水処理後に含水率85%(max.)となる。
- (g) 廃プラスチック・・・工場の改修、工程切替時、又は装置の更新に伴う廃配管。塔槽類等。又は、生産工程で使用した廃材・空容器等。
- (h) ガラスくず・・・実験・検査機関で使用する、試薬の空容器(ガロン瓶等)やガラス器具(ビーカー・メスシリンダー等)

